

「海と船の巡回展」展示アイテム貸出・運営要領

施行 平成 19 年 4 月 1 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 4 月 1 日

最終改正 平成 23 年 10 月 3 日

1. 「海と船の巡回展」の目的

わが国は四方を海に囲まれた国であり、古くより文化・経済・安全など、その恩恵の多くを海から享受しています。船の科学館では海洋に関する教育の推進を目的とし、日本財団の助成により「海と船の巡回展」を全国の博物館・資料館及び教育施設で開催します。

これは一般国民、特に青少年が「海と船」に興味を抱き、海洋国家「日本」の礎となる人材を育てることを願い企画したものです。

2. 貸出要領

① 名称について

当巡回展の名称は、原則「海と船の巡回展」または「海のトリビア」※の名称を含めた開催名称とします。

※「海と船の巡回展」展示アイテムは書籍「海のトリビア」を題材に制作したものです。

② 「海と船の巡回展」展示アイテムについて

貸し出しする「海と船の巡回展」展示アイテム（以下「展示アイテム」という）は全 10 アイテム／1 セット（※1）及び 7 アイテム／1 セット（※2）並びに 6 アイテム／1 セット（※3）です。

※1：【1号機】

- ①海のトイレット ②海のぎょ！シアター ③海のクラフト工房
- ④マンボウテーブル ⑤泳ぎの回転寿司 ⑥海の生きものせ〜くらべ
- ⑦イルカトーク ⑧親子を探せ！ ⑨ウミガメオス・メス スマートボール
- ⑩進化する船たち

※2：【2号機】

- ①海のトイレット ⑤泳ぎの回転寿司 ⑥海の生きものせ〜くらべ
- ⑦イルカトーク ⑧親子を探せ！ ⑨ウミガメオス・メス スマートボール
- ⑩進化する船たち

※3：【3号機】

- ①海のトイレット ③海のクラフト工房 ⑥海の生きものせ〜くらべ
- ⑦イルカトーク ⑧親子を探せ！ ⑨ウミガメオス・メス スマートボール

③ 入館料等について

各実施機関の通常料金や、実情に応じ特別料金を徴収されることは差し支えありませんが、公立博物館に限らず博物館法第 23 条規定※を遵守してください。また青少年を主な対象に、多くの方に見学していただくことが目的であることから、特別料金

の設定の際には料金設定に十分配慮してください。

※ 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

④ 実施機関について

○主催及び共催

当巡回展の実施主催は各実施機関とし、共催として「船の科学館・海と船の博物館ネットワーク」を明記下さい。

○後援

当巡回展の実施運営に直接係わらないが、その趣旨に賛同し名義の使用を許可したものをいいます。

その他後援名義をとる場合は、各実施機関で手続きしてください。

○協力

当巡回展の展示・運営等のため、協力を得たものをいいます。各実施機関で個別に各団体から協力を得た場合には各実施機関の基準により当該団体の協力名義を表示しても差し支えありません。

○協賛

各実施機関で当巡回展に対して、各実施機関の基準により開催経費等の寄附を企業その他団体から受け入れたことにより、協賛名義を表示する場合は事前に協議する必要があります。当巡回展の趣旨にそぐわない場合などは承認できない場合がありますので、協賛の話が出た時点で事前にご相談ください。

⑤ 開催経費について

○展示アイテムの借料

原則として、各展示アイテムは無償で貸し出します。

○運送費

原則として、各展示アイテムの運送費は各実施機関で負担（片道）していただきます。

○保険料

原則として、各展示アイテムの動産保険料は船の科学館で負担し、傷害保険料は各実施機関で負担していただきます。

○会場の設置改修などにかかる経費

各実施機関で負担していただきます。

○巡回展運営にかかる経費並びに広報宣伝費

各実施機関で負担していただきます。

○展示アイテム消耗品の補充

各展示アイテムの消耗品は船の科学館で負担します。

○その他の経費

上記に定めのないものは、双方協議し定めます。

⑥ 申込書・協約書等について

実施希望機関は巡回展開催申込書（様式 1）を船の科学館学芸部企画広報課に提出していただきます。その後正式に開催が決定された場合、船の科学館と巡回展の開催に関する協約書（様式 2）を締結します。

協約書締結後、開催申込書の記載事項から変更が生じる場合は、予め「海と船の巡回展」開催申込書記載事項変更届（様式 3）を提出し了承を得ることとし、了承なしに変更することは認められないものとします。

※本運営要領及び各種様式等は、「船の科学館・海と船の博物館ネットワーク」の WEB サイト（<http://www.s-smuseumnet.com/>）の「博物館の方へ」からダウンロードしてご活用下さい。

⑦ 展示アイテムの貸出期間について

各展示アイテムの貸し出し期間は平成 25 年 4 月から貸し出しを開始し、各実施機関で最長 2 ヶ月間程度貸し出します。申し込みが複数となった場合は、巡回展開催申込書（様式 1）の内容をもとに船の科学館で調整させていただきます。

⑧ 巡回展の展示プランについて

巡回展の展示プランについては原則、実施機関で作成してください。

⑨ 展示アイテムの管理責任について

展示アイテムの管理責任については運送業者より引き渡された後、返却時に運送業者へ引き渡すまでの間、各実施機関を管理責任者とします。

⑩ 展示アイテムの設営及び撤去について

展示アイテムの設営、撤去に係る日程については、実施機関及び船の科学館で調整し決定します。

⑪ 展示アイテムの故障・破損・紛失について

展示アイテムの故障・破損・紛失した場合には直ぐに船の科学館企画広報課まで連絡し、指示を受けてください。

⑫ 解説シート及び解説員等の設置について

展示アイテムにはそれぞれ解説シートがございます。解説シートは「船の科学館・海と船の博物館ネットワーク」の WEB サイト（<http://www.s-smuseumnet.com/>）の「博物館の方へ」からダウンロードしてご活用下さい。

尚、実際に手でさわる展示アイテムであるため、操作方法を説明する解説員等を設置することが望まれます。

⑬ 印刷物等について

告知に係るポスター・チラシ・入館券等の印刷物及び看板等は各実施機関が制作することを原則とします。なお、貸出しする展示アイテムは日本財団の助成により製作・貸出しを行う事から、印刷物及び看板等へ「日本財団助成事業マーク」の表示をして

ください。

※「日本財団助成事業マーク」は、「船の科学館・海と船の博物館ネットワーク」の WEB サイト (<http://www.s-smuseumnet.com/>) の「博物館の方へ」からダウンロードしてご活用下さい。

⑭ 事業完了報告書

巡回展終了の日から14日以内に事業完了報告書(様式4)を船の科学館企画広報課に提出してください。

以上